dX 勤怠・労務管理 設定/導入まるごとサポートサービス利用規約

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、契約者に「dX 勤怠・労務管理 設定/導入まるごとサポートサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、「dX 勤怠・労務管理 設定/導入まるごとサポートサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第１条（本規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の関係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお契約者は本サービスを利用する利用者が本規約に違反しないよう管理監督しなければならないものとします。当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第２条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html）への掲載その他の適切な方法により周知します。

第３条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

(1) 「登録事項」とは、本サービスの利用希望者が本サービスの利用を申込むにあたり、当社が提供を求めた情報及び本サービスの遂行に当たり提供を求めた情報を意味します。

(2) 「アシスタント」とは、契約者に対して本サービスの提供を行うための窓口及び業務遂行者である当社従業員又は業務委託者を意味します。

第４条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。

2. 当社は、申込者に対し、第 1 項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
   (2) 申込者が第１０条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
   (3) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
   (4) 申込者が本規約に定める契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
   (5) 申込者が第２６条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
   (6) 申込者の法人番号について当社が確認できなかったとき。
   (7) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間に成立するものとします。

第５条（本サービスの役割と取引の性質について）

1. 本サービスは、当社が別途提供するサービスである「dX 勤怠・労務管理」の導入支援又は「dX 勤怠・労務管理」のご利用を有償でサポートするサービスです。
2. 本規約に同意することにより当社と契約者間に成立する契約は、契約者の「dX 勤怠・労務管理」の導入等に関するタスクを遂行、解消することを目的とした業務委託契約（準委任契約）であり、アシスタントが契約者に提供する役務は、一定の仕事の完成を目的とした請負業務（請負契約）ではありません。そのため、契約者が依頼した仕事が完成に至らない場合であっても、本サービスの利用料金の発生は妨げられず、また減額されないものとします。
3. アシスタントは当社が指定する複数の者からなるチームを構成し、契約者の個々の依頼に対し、チームとして適切な業務遂行方法を独立した立場において検討し、対応します。アシスタントの業務遂行の方法や評価は当社とアシスタントとの間において取り決めるものであり、アシスタントと契約者間にはいかなる意味でも雇用契約、業務委託契約又は類似の契約は成立しません。アシスタントの業務遂行時間や場所に関する事項は当社とアシスタントの間で取り決めるものであり、契約者はアシスタントに対して、業務遂行場所及び時間を指定又は管理することによって拘束したり、委託業務の遂行に必要な限度を超えて業務内容又は遂行方法を指定してはなりません。また、アシスタントの業務上の規律に関する事項は、当社とアシスタントの間で取り決めるものであり、契約者が取り決めることはできません。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要なビジネス d アカウント等（株式会社 NTT

ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）が別途定めるビジネスｄアカウント規約に基づき NTT ドコモが発行する ID 及びパスワードを指します。以下総称して「ビジネスｄアカウント等」といいます。）を発行し、当社に対し、当該情報をご提供いただく必要があります。当社は、当該ビジネスｄアカウント等を本サービスの提供（「dX 勤怠・労務管理」の各種設定、データ移行を含みますが、これらに限られません）の目的にのみ使用いたします。なお、契約者及び利用者がビジネスｄアカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

5. アシスタントは、一定の技術や経験を元に、契約者から与えられた依頼に対応しますが、高度な専門的知識に基づくアドバイス等の提供は致しません。弁護士法、税理士法、公認会計士法、社会保険労務士法、旅行業法その他の法令上の資格を要するサービスの提供は本サービスの範囲外となります。契約者がアシスタントに求める業務は法令に反しない範囲でなければなりません。また、法律や各種団体による解釈・見解等が変わることにより、提供する業務内容を変更する可能性があります。
6. アシスタントが本サービスの業務を遂行する上で通常必要となる通信設備等の費用は、当社の負担とします。ただし、契約者の要望により追加的に必要となる設備備品にかかる費用は契約者の負担となります。
7. アシスタントは、契約者とのパートナー関係にあるという意識を持ち、契約者のタスク解消、処理に対する提案及び対応をします。契約者はアシスタントに対し、損害の賠償を強要すると捉えられる行為、マルチビジネスに加担させる行為、当社に帰責事由のない損害について当社に責任を求める行為など、パートナー関係としての本サービス提供を阻害する行為は禁止させていただきます。これらに反する行為が見受けられた場合、当社は契約期間の途中であっても、事前に通知又は催告することなく、契約者の登録を抹消、本規約等に基づく本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）を解除又は本サービスの利用を一時的に停止させていただきます。
8. 当社は本業務の一部または全部を第三者に再委託することができるものとします。その場合、本規約において当社に課されている義務と同一の義務を当該再委託先にも課すものとします。

第６条（利用料金）

1. 本サービスでは、以下の各号にかかげる複数の利用プランが存在します。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。
   (1) 設定/導入まるごとサポート（～30ID）：660,000 円
   (2) 設定/導入まるごとサポート（31～99ID）：825,000 円
   (3) 設定/導入まるごとサポート（100～199ID）：1,155,000 円
2. 本サービスは「dX 勤怠・労務管理」を一度の注文でお申し込みいただいた ID 数分のメニューのみ、お申し込みいただけます。なお、「dX 勤怠・労務管理」の新規お申し込み

時のみお申し込みいただけます。現在ご契約中の ID や既にお申し込み済みの ID に対して、別の注文で本サービスを申し込むことはできません。

3. 利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。
4. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。

第７条（支払方法）

1. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
2. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
3. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金は行わないものとします。
4. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。

第８条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
   (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
   (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
   (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
   (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

4. 当社は、利用者に対して個別に通知をする義務を負わないものとします。当社は、契約者に対して通知をすればよいものとし、通知内容の各利用者への周知等は、契約者が、その責任において行うものとします。

第９条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第１項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第１０条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
   (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
   (2) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
   (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
   (4) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
   (5) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
   (6) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
   (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
   (8) ビジネスｄアカウント等を不正に使用する行為
   (9) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービス

を第１３条（成果物の権利帰属）及び第２５条（当社の知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為

(10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為

(11) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為

(12) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為

(13) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(14) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

(15) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(16) 当社に長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を来たす行為。

(17) 度重なり、イレギュラーの契約内容（割引などの融通）を要請する行為。

(18) アシスタントに対し、弁護士法、税理士法、公認会計士法、社会保険労務士法その他法令で認められない業務を行わせる行為。

(19) アシスタントへの嫌がらせや、不良行為など業務の進行を妨げる行為。

(20) アシスタントの職務条件や居住場所など、一般的に開示していない機密情報を詮索する行為。

(21) アシスタントに対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為。

(22) 電子メールの送受信を含め、オンライン、オフラインを問わず、契約者本人またはその代理人がアシスタントと個人的に接触しようとする行為。

(23) アシスタントを契約者が直接雇用もしくは業務を委託しもしくは当社の競合たりうるサービス・企業に雇用または業務を委託させる行為またはこれらの勧誘をする行為

(24) アシスタントへの暴言・脅迫行為、又は当社の業務の遂行を妨げる行為。その他当社が不適当と判断した行為。

(25) 違法行為、公序良俗に反する行為、及びこれらを勧誘又は助長する行為。

(26) 法令に基づき監督官庁等への届出、登録、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為。

(27) 契約者が本サービスを利用する権利を他者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定、

担保に供すること。

(28) 一人の契約者が合理的理由なく複数のメールアドレス等を登録して重複して登録を行う行為。

(29) 登録資格を停止ないし抹消にされた契約者に代わり登録をする行為。

(30) アシスタントに対し、第三者に損害又は危害が生じるおそれのある業務を行わせる行為。

(31) その他当社が不適切と判断する行為

2. 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3. 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第１１条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する役務提供、機能、正確性、有用性を有すること、契約者による本サービスの利用が契約者に適用ある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

2. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、契約者が送信したメッセージ又は情報の削除又は消失、契約者の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失、又は機器の故障もしくは損傷、その他本サービスの利用に関して契約者が被った損害につき、当社に故意重過失が認められる場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。

3. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、過去 6 か月間に契約者が当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

5. 当社は、業務の遂行においては民法、会社法その他の法律に規定された事業主としての責務を果たすように努めますが、本サービスに関連して、契約者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について、当社の故意によるものを除き、当社は一切責任を負いません。

第１２条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又

は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第１３条（成果物の権利帰属）

本サービスを利用することにより、アシスタントの業務を遂行する過程で生成した業務マニュアル、返信テンプレート等の制作物（以下本項において「成果物」といいます。）について、契約者の具体的な依頼のもと制作された場合は、その所有権及び知的財産権は契約者が取得するものとします。但し、本サービスの利用料金及び立替費用の全額が支払われていないときは、対価の全額の支払いが完了するまで成果物の所有権及び知的財産権は当社に留保されるものとします。

第１４条（データの取り扱い）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。」）が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第１５条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、契約者から提供を受けた個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）（以下、個人情報保護法といいます）第２条第１項に定義されている「個人情報」をいい、契約者が本サービスに格納した情報を含みます。以下、

同様とします）を、個人情報保護法及びガイドライン等の諸法令を遵守し、当社が定めるプライバシーポリシー（https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html）に従い適切に管理し取り扱うものとします。

2. 当社は、契約者が当社に提供した情報及びデータ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとします。
3. アシスタントが業務遂行中に契約者とやり取りした内容（チャットツールの履歴を含むがこれに限られません。）及び受領したデータ等は本サービス利用契約終了後削除されます。本サービス利用期間終了後の契約者への当該データの提供、復元はできません。

第１６条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者はこれに同意するものとします。

第１７条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する場合があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第１１条（保証の否認及び免責）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第１８条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
   (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
   (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
   (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
   (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
   (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。

(6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
(7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
(8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
(9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。

2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第８条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第１９条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
(1) 第４条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
(2) 第１０条（禁止事項）又は第９条（届出義務）に違反したとき。
(3) 第７条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
(4) 当社に対して事実に反する内容の届出又は通知をしたとき。
(5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
(6) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上の応答がない場合
(7) 契約者がビジネスｄアカウントを解除したとき。
(8) その他本規約等に違反したとき。
(9) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第２１条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料

金の支払義務を免れることはできません。

第２０条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第８条に定める方法により通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第２１条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日１か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
   (1) 本契約の申込内容が事実に反していることが判明したとき。
   (2) 第１９条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
   (3) 第１０条（禁止事項）に違反したとき。
   (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
   (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
   (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第４条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
   (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
   (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
   (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
   (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
4. 第 3 項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第２２条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第２３条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第２４条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があり、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第２５条（当社の知的財産権）

1. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、第１３条（成果物の権利帰属）の定めを除き、当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。
2. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこ

と

3.　本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第２６条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第１５条（個人情報の取り扱い）、第１８条（本サービスの提供中断等）、第１９条（本サービスの提供停止等）、第１１条（保証の否認及び免責）、第２５条（当社の知的財産権）、第２９条（権利譲渡）、第３０条（合意管轄）及び第３１条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第２７条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
   (1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
   (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
   (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
   (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
   (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
   (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為

第２８条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第２９条（権利譲渡）
契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第３０条（合意管轄）
契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第３１条（準拠法）
本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第３２条（分離可能性）
本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則
（実施期日）
1. 本規約は、令和４年７月１日から実施します。
（吸収分割に伴う取り扱いについて）
2. NTT ドコモが次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます。）の規定により締結し、令和４年５月１３日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、本規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧利用規約（NTT ドコモ）	新利用規約（当社）
dX 勤怠・労務管理 設定/導入まるごとサポートサービス利用規約	dX 勤怠・労務管理 設定/導入まるごとサポートサービス利用規約

3. 本規約実施前に、お客様が NTT ドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和５年４月 27 日　ＣＡＳ３サ 000400000024-01 号）
（実施期日）
この改正規定は令和５年５月 11 日から実施します。

附則（令和６年４月 16 日　ＣＡＳ３サ 000400000747-04 号）
（実施期日）
この改正規定は令和６年５月 10 日から実施します。

附則（令和６年９月 24 日　ＣＡＳ３サ 000400001615-01 号）
（実施期日）
この改正規定は令和６年９月 30 日から実施します。

附則（令和７年６月 16 日　ＣＡＳ企第 000400007070-01 号）
（実施期日）
この改正規定は令和７年７月１日から実施します。